

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第5号

令和3年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年3月15日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 令和3年3月26日（金）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	村	上	真由美	議員	2番	齋	藤	詔	治	議員
3番	戸	田	馨	議員	4番	飯	島	正	義	議員
5番	大	泉	日出男	議員	6番	吉	川	敏	幸	議員
7番	吉	田	俊一	議員	8番	増	田	秀	雄	議員
9番	高	橋	昭男	議員						

不応招議員（なし）

令和3年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年3月26日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 第1号議案 吉川松伏消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例及び吉川松伏消防組合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第2号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第3号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 第4号議案 令和3年度吉川松伏消防組合一般会計予算

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	村	上	真由美	議員	2番	齋	藤	詔	治	議員
3番	戸	田	馨	議員	4番	飯	島	正	義	議員
5番	大	泉	日出男	議員	6番	吉	川	敏	幸	議員
7番	吉	田	俊一	議員	8番	増	田	秀	雄	議員
9番	高	橋	昭男	議員						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	中 原 恵 人
副 管 理 者	鈴 木 勝
消 防 長	戸 井 田 勉
次 長	黒 田 信 浩
次 長	田 中 文 雄
副 参 事	小 池 稔
予 防 課 長	小 川 勝 司
指 令 室 長	伊 藤 嘉 則
松 伏 消 防 署 長	後 藤 祐 一

本会議に出席した事務局職員

書 記 長	赤 羽 根 浩 行
書 記 次 長	清 水 万 里
書 記	横 峯 賢 司
書 記	松 鷹 亮 紀

○高橋昭男議長 皆様、おはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○高橋昭男議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより令和3年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○高橋昭男議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○高橋昭男議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○高橋昭男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

8番 増田 秀雄 議員

1番 村上 真由美 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高橋昭男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸般の報告

○高橋昭男議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より令和2年度定例監査及び令和2年12月から令和3年2月までの出納検査の結果について報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○高橋昭男議長 日程第4、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆様、おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、令和3年第1回定例会に際しましてご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、早速ではございますが、3点の行政報告をさせていただきます。まず初めに、消防組合の令和3年度執行体制についてご報告をいたします。消防本部の指揮監督者である消防長でございますが、令和2年度末に定年を迎えることから、令和3年度においては、消防本部次長職の者を消防本部消防長に任用いたします。消防組合の人員については、新規採用職員5名、再任用職員2名を含め、156名としたところでございます。また、令和3年度におきましても、吉川市職員と消防組合職員の相互派遣を継続し、危機管理上の連携強化を図るものでございます。

次に、昨年1月から新型コロナウイルス感染症の救急事案におきましては、適宜、総務省消防庁に報告をしておりますが、本年1月から3月まで、医療機関においてPCR検査等を実施した件数は108件で、そのうち陽性が確定した件数は19件ございました。最も陽性者が多かった月は、本年1月の12件でございました。

本感染症については、埼玉県を含む1都3県の緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き全て

の救急事案について感染症予防策を徹底し、感染拡大防止に努めております。

なお、救急隊員を含む救急有資格者75名が医療従事者として新型コロナワクチン接種を予定しており、本日から市内2医療機関で接種を開始いたします。

次に、令和2年1月から12月までの火災・救急・救助の出動件数についてご報告をいたします。初めに、火災出動件数につきましては22件の出動で、昨年と比較いたしますと7件の減少となっております。

救急出動件数につきましては、3,986件の出動で、昨年と比較いたしますと217件の減少となっております。また、救急隊における119番入電から現場到着までの平均所要時間は7.6分となっており、令和元年中の全国平均8.7分と比べますと、1.1分早く現場到着をしております。

次に、救助出動件数につきましては、85件の出動で、昨年と比較いたしますと1件の減少となっております。

なお、出動状況の詳細につきましては、お手元の資料をご確認いただければと存じます。

以上で行政報告を終わります。



◎一般質問

- 高橋昭男議長 日程第5、一般質問につきましては、2月26日付にて照会し、3月12日に通告を締め切りましたが、提出がありませんでしたので、一般質問は行わないものとします。



◎第1号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 高橋昭男議長 日程第6、第1号議案 吉川松伏消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例及び吉川松伏消防組合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

- 中原恵人管理者 それでは、第1号議案 吉川松伏消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例及び吉川松伏消防組合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止及び業務見直しや効率化を踏まえ、国の法令等に基づく地方公共団体が実施する行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直し

の取組が求められております。令和2年12月に内閣府規制改革・行政改革担当大臣から、地方公共団体における押印見直しマニュアルの資料提供が発出され、埼玉県からも同様に積極的な取組について通知されていることから、該当する条例について押印省略の見直しを図るものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第1号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第1号議案 吉川松伏消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例及び吉川松伏消防組合消防団の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎第2号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第7、第2号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 第2号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法中の新型コロナウイルスの感染症の定義が削除されることから、条例中の引用部分について所要の改正を行うものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第2号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎第3号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第8、第3号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第3号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、繰越明許費の計上及び債務負担行為の変更の2点でございます。吉川中央土地区画の地番変更に伴います通信指令システム改修事業でございますが、地番変更が遅れている関係で、システム改修が令和3年度中の完了予定となりますことから、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費として計上させていただきました。

次に、12月議会におきまして設定いたしましたパソコンの賃貸借の債務負担行為でございますが、コロナ禍による社会情勢の影響によりパソコンの納品が遅れることによる契約期間の変更などから、期間等につきまして変更させていただくものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第3号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎第4号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第9、第4号議案 令和3年度吉川松伏消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第4号議案 令和3年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましてご説明をいたします。

令和3年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を17億2,949万4,000円とするものでございます。令和2年度当初予算と比較いたしますと2,083万6,000円、約1.2%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、車両更新などの普通建設事業の増によるものでございます。

令和3年度の編成に当たりましては、管内情勢を鑑み、引き続き増隊を見据えた車両、資機材の充実強化、消防職員育成のための計画的な研修の実施など、消防組織能力のさらなる向上を図る予算といたしました。また、消防団については、施設や車両、装備等の計画的な更新整備の推進、地域コミュニティとの連携強化など、引き続き地域防災力の強化を図る予算といたしました。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昭男議長 次に、戸井田勉消防長。

○戸井田 勉消防長 それでは、第4号議案 令和3年度吉川松伏消防組合一般会計予算の説明をさせていただきます。

お配りさせていただいております一般会計予算書により、歳入歳出予算の主な内容につきまして、順次ご説明いたします。恐れ入りますが、3ページ、4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為のうち1行目の防火危険物施設管理システム賃貸借及び保守点検委託、3行目の通信指令施

設保守点検委託でございますが、令和3年度末にて契約期間が満了となり、予防業務や指令業務の保守管理業務など、継続した契約が必要でありますことから設定させていただくものでございます。

また、2行目及び4行目の常備消防及び吉川市、松伏町消防団AED賃貸借事業でございますが、車両などに配備しております耐用年数を経過するAEDにつきまして、新たな60か月間のリース契約を行うことから、令和4年度から8年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

それでは、歳入につきましてご説明をさせていただきますので、7ページ、8ページをお開き願います。1款、分担金及び負担金、1項、1目、負担金の1節、常備消防費負担金15億3,210万6,000円についてでございますが、消防組法規約第14条第2項の規定により、構成市町の負担割合は、前年度の地方交付税におきます消防費の基準財政需要額によりますことから、吉川市負担金につきましては、負担割合が65.51%の10億368万3,000円、松伏町負担金につきましては、負担割合が34.49%の5億2,842万3,000円をそれぞれ算出させていただいております。

2節、非常備消防費負担金の9,647万9,000円につきましては、吉川市並びに松伏町の各消防団の運営に関する経費で、吉川市負担金6,591万1,000円、松伏町負担金3,056万8,000円となっております。

その他の歳入につきましては、歳出の特定財源となっておりますので、歳出と併せましてご説明いたします。

それでは、11ページ、12ページをお開き願います。3款、1項、消防費、1目、常備消防費の説明欄下段、消防職員給与費12億9,469万7,000円につきましては、職員156名分の給料、手当、共済費、退職手当に係る負担金を予算計上しております。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。説明欄下段の少年消防クラブ運営事業49万円につきましては、小学5、6年生のクラブ員、中学生以上の準指導者に対して行う防災教育につきまして、さらなる充実を図るため、全国交流会参加に係る旅費やジュニア防災検定に係る受検負担金、毎月のクラブ活動に関わる経費などを予算計上しております。

次に、19ページ、20ページをお開き願います。説明欄中段の車両資機材管理事業2,061万3,000円につきましては、車両及び資機材の維持管理などに係る費用を予算計上しております。

なお、事業別予算のうち、使用料及び賃借料につきまして、先ほど申し上げましたAED4台分のレンタル費用15万9,000円を予算計上しております。

次に、23ページ、24ページをお開き願います。説明欄上段の通信指令管理事業3,453万8,000円につきましては、南分署の増隊に伴う指令システム改修、無線局の定期検査などを含む費用を予算計上しております。

なお、事業別予算のうち、備品購入費につきまして、秘匿性の遵守、連携活動迅速化のため、災害現場におきまして、活動隊員同士が使用します署活系無線機の更新を2か年計画で行う予定でござ

ざいまして、19台分の購入費208万9,000円を予算計上しております。

次に、25ページ、26ページをお開き願います。2目、消防施設費、説明欄下段の庁舎等維持管理事業3,231万6,000円につきましては、消防本部を含む吉川消防署、南分署及び松伏消防署の3つの消防庁舎におきます光熱水費、庁舎設備の維持管理費などを予算計上しております。

なお、事業別予算、庁舎修繕料では、吉川消防署給水ポンプ修繕158万円を含む353万円の計上をしております。

次に、27ページ、28ページをお開き願います。説明欄上段の車両整備事業4,119万5,000円につきましては、南分署の増隊に伴う消防ポンプ自動車購入費用を予算計上しております。当該車両の購入に係る財源につきましては、常備消防施設整備事業債を90%活用するものでございます。

次に、3目、非常備消防費でございますが、説明欄中段の吉川市消防団員給与費3,176万3,000円につきましては、320名分の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積立てに係る負担金などを予算計上しております。

次に、吉川市消防団運営事業1,787万4,000円につきましては、災害出動等の出務に係る費用弁償や消防団車両の維持管理に係る費用を予算計上しております。

次に、29ページ、30ページをお開き願います。説明欄中段の松伏町消防団員給与費1,312万2,000円につきましては、105名分の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積立てに係る負担金などを予算計上しております。

次に、31ページ、32ページをお開き願います。4目、非常備消防施設費でございますが、説明欄中段の吉川市消防団器具置場維持管理事業3,331万2,000円につきましては、建築後36年を経過し、老朽化している第5分団器具置場の新築工事費及び解体工事費並びに器具置場の修繕費用や維持管理費などを予算計上しております。また、第5分団器具置場新築・解体工事に係る財源構成につきましては、非常備消防施設整備事業債を85%活用するものでございます。

同じく、説明欄下段の吉川市消防団車両整備事業1,862万7,000円につきましては、経年劣化が進んでおります第1分団車両を、更新計画に基づき予算計上したものでございます。なお、更新する車両は、エンジンカッターなどの破壊器具や照明器具を積載した多機能型消防団車両でございます。また、当該車両の更新に係る財源構成につきましても、非常備消防施設整備事業債を100%活用するものでございます。

次に、33ページ、34ページをお開き願います。4款、1項、公債費の1目、元金1億2,946万9,000円、2目、利子198万8,000円につきましては、消防庁舎、消防車両や消防団車両の更新整備、機械器具置場新築工事などを借り入れた地方債の償還金の予算計上となっております。

以上で令和3年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

○高橋昭男議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、8番、増田秀雄議員の質疑を許可します。

通告第1号、8番、増田秀雄議員。

- 8番 増田秀雄議員** 8番議員、増田秀雄でございます。議長の許可をいただきましたので、第4号議案 令和3年度吉川松伏消防組合一般会計予算について質疑を行わせていただきます。

通告に従いまして、第4号議案の予算につきまして質疑をさせていただきます。議案書の7ページと8ページを御覧いただきたいと思います。歳入で、1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金の1節の常備消防費負担金と2節、非常備消防費負担金の関係ですけれども、負担金につきましては、現在、基準財政需要額により、吉川市及び松伏町が負担しているところです。消防費の基準財政需要額の算出については、私の理解では人口密度、それと面積に応じて算出されているのかなど。この割合でいきますと、この分担金の額につきましては適当な額が示されているという理解はしております。しかしながら、吉川松伏消防組合は、吉川市と松伏町の1市1町で構成される一部事務組合です。一部事務組合は、地方自治法上の特別地方公共団体でございます。負担金については、現在、基準財政需要額に応じて負担しておりますが、吉川市と松伏町については自治法上、普通公共団体で、一部事務組合になると消防だけを取り扱う特別地方公共団体ということになりまして、地方公共団体一つですので、この地方公共団体を構成する吉川市と松伏町の住民の数を足しまして、その総数で人口に応じて算出、人口割で算出するという考え方も成り立つのではないかと考えております。すなわち、構成団体の吉川市民と松伏町民の1人当たりの負担額を同額とすることにより、より住民の理解が得られやすいのではないかと考えております。

また、この吉川南分署の活用も多くなるところ、また人口動態につきましても、既に現在吉川市は増加しており、松伏町は減少を続けております。現時点の負担割合について再検討をしていただく考えがないか、お伺いいたします。

なお、資料として、人口割とした場合の1人当たりの負担額、平等割10%、20%とした場合のシミュレーションの資料については提出していただき、ありがとうございました。この点については、再質疑でお尋ねしたいと思います。

以上です。

- 高橋昭男議長** 8番、増田秀雄議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

中原恵人管理者。

- 中原恵人管理者** それでは、増田議員のご質問にお答えさせていただきます。構成市町の負担する負担金の算出方法についてでございますが、前回の議会でもお答えをさせていただきましたとおり、管理者といたしましては直ちに見直しを行うことは考えておりません。

また、今議員からもお話がありましており、住民1人当たりの負担額におけるシミュレーションの資料については、各議員の皆様にお配りをさせていただいております。

以上でございます。

- 高橋昭男議長** ただいまの答弁に対しまして再質疑はありませんか。

8番、増田秀雄議員。

○**8番 増田秀雄議員** 現在の負担金につきましては、昭和52年に検討して53年に当時の吉川町が、それまで人口割であったものを基準財政需要額によることとする議案が53年3月議会で議決されたものでございます。その際、平等割について54年度実施の方向で53年12月までに検討するという附帯決議書が提出され、採択されております。このときは賛否同数で議長採決により採択されたものと認識しています。議会制民主主義においては当然のことながら、議員の多い団体の議案が通りやすくなる。賛成多数になった場合にはその議案が通ることですが、1市1町の場合には議員数の多い吉川市さんの考えが通りやすくなることもあろうかと思えます。見識のある議員の皆様によりまして、審議、採決されますので、問題の起こることはないと思えますけれども、負担金のような問題につきましては、議会に上程する前に、管理者と副管理者、あるいは両団体の議員で構成される審議会あるいは協議会、名称はともかくとして、そのようなところで十分な審議を行い、互いに納得した段階で議決する方法もあろうかと思えますが、管理者と副管理者の考えをお尋ねします。

なお、提出していただいた資料によりますと、現在、吉川市と松伏町の住民の負担額の差が基準財政需要額によると4,821円松伏町が多くなっている。全て松伏町が多くなっておりますが、人口割でいきますと165円、10%平等割の場合は1,780円、20%の場合は3,398円、いずれも松伏町が多くなっておりますが、この数字についてもどのようにお考えになるかをお尋ねしたいと思います。よろしく願います。

○**高橋昭男議長** 中原恵人管理者。

○**中原恵人管理者** 増田議員の再質問にお答えさせていただきます。

松伏さんとはとても仲よくタッグ取らせていただいている、言葉がなかなか難しいのですが、46年に組合が設立された当初は人口割だったと伺っております。その後、松伏さんもかなり人口が増えていく中で、吉川市サイドだけではなくて松伏さんのほうからも人口割だけではない見直しをというお話が出たというふうにも伺っております。また、御存じだと思いますが、その後合併問題もあって、松伏さんの反対という形で合併がなくなったと。そうなると、基準財政需要額も、多分お手元にあると思いますが、現在においても吉川と松伏では1人当たりの負担額が変わってきます。つまりある程度スケールメリットがないと、やはり市民、町民の皆さんの負担というものは大きくなってしまおうという部分があるわけです。確かに人口が増えていきますから、南分署の今後の活躍というのはかなり大きくなっていくと思えますが、もし松伏さんで火事があったり事故があれば、スケールメリットの中で吉川署からも自動的にサポートがいくという体制になっているわけで、それを全て人口で割って同じにするかどうかというのは慎重な議論が必要なのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、7番、吉田俊一議員の質疑を許可します。

通告第2号、7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 7番、日本共産党の吉田俊一でございます。令和3年度吉川松伏消防組合予算について3点お尋ねします。

1点目は、消防費、ページで言いますと28ページになります。1項、消防費、2目、消防施設費の中にあります車両整備、消防ポンプ自動車整備事業について、この事業の内容と整備した車両の活用方法等について説明を求めます。

2点目は、組合債のことをお尋ねします。ページで言いますと10ページ、令和3年度は消防ポンプ自動車整備事業、吉川消防団車両整備事業、吉川市消防団器具置場新設工事事業等、組合債を活用しておりますが、この事業債のメニュー、内容について説明をお願いします。

3点目は、負担金のことについてお尋ねします。ページで言いますと8ページをお開きください。負担金は、常備消防費負担金と非常備消防費負担金でございます。先ほど説明がありましたように、常備消防費負担金は、前年の地方交付税、基準財政需要額の消防費の割合で計算をされていると伺っておりますが、基準財政需要額そのものと実際の負担金の額との差額がどのようになっているのかお尋ねいたしたいと思えます。

また、この差額についてどのように評価をしているのかお尋ねをします。

○高橋昭男議長 7番、吉田俊一議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩次長。

○黒田信浩次長 次長兼総務課長の黒田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、吉田議員のご質問に順次お答えいたします。1番目の消防費、消防施設費、車両整備事業、消防ポンプ自動車整備事業の消防車両の活用方法についてでございますが、令和4年度に南分署1隊増隊、消防ポンプ自動車1台を追加配備するものでございます。活用方法につきましては、追加配備いたします消防ポンプ自動車1台と、現在松伏消防署に配備しております救急自動車2台のうち、非常用救急車1台を常時運用車両とし、南分署に配備いたしまして、出動計画に基づき隊員が乗換え運用を行い、災害対応を図るものでございます。

2番目の組合債における事業債メニューの内容についてでございますが、現在、組合におきましては、車両、器具置場の更新などの普通建設事業費の財源として地方債を歳入として充てているところでございます。その選択の方法などにつきましては、総務省告示、地方債同意等基準に基づき、対象となる事業が地方債のどの事業区分に当てはまるかを確認し、その中で充当率や交付税措置状況など有利な事業債を選定しているところでございます。

令和3年度の組合債は、消防ポンプ自動車整備分として3,760万円、吉川市消防団車両整備分として1,860万円、吉川市器具置場更新分として2,720万円を歳入として予定しております。

消防ポンプ自動車整備事業につきましては、一部が充当率100%、交付税措置70%の施設整備事

業債、そのほか充当率90%の一般事業債を選定しております。また、吉川市消防団車両更新事業につきましては、全て充当率100%、交付税措置70%の緊急防災減災事業債を選定し、吉川市器具置場更新事業につきましては、一部を緊急防災減災事業債、そのほかを充当率75%、交付税措置30%の防災対策事業債を選定しているところでございます。

なお、資金調達につきましては、金融機関や各種共済組合などの民間等の資金により、その借入れにつきましては見積り合わせを選択しております。

3番目の分担金・負担金、常備消防費、基準財政需要額と負担金の差額についてでございますが、構成市町の消防費に係る基準財政需要額は、合計金額14億6,846万8,000円であります。構成市町全体に係る消防費のうち、令和3年度当初予算常備消防費負担金につきましては、15億3,210万6,000円でございますので、比較しますと6,363万8,000円の差額となっております。

消防力につきましては、消防力の整備指針に基づきまして、適正な維持管理に努めておりますが、財政管理につきましても構成市町の財源状況を鑑みまして、適正に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対しまして再質疑はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 再度お尋ねをいたします。

消防ポンプ自動車整備に関係して、南分署に配置をされるということでございまして、この部分については1隊で消防ポンプ車と救急自動車を乗換え運用という言葉でおっしゃっていましたが、南分署に人員が今まで以上に配置されて組まれるのか。具体的に何人で運用するのか等をもう少し説明いただきたいと思います。

組合債については、地方交付税算入されるような地方債を使っているということで、有利な地方債活用ということで、ぜひ今後も取り組んでいただきたいと思います。

3点目の負担金について、常備消防負担金に関わる基準財政需要額との関係につきまして、基準財政需要額の消防費というのは、常備消防分と非常備消防分の合計額で算定されているようです。組合の非常備消防については、それぞれの吉川市、松伏町が実費を負担するというでやられているのですが、交付税で交付される消防費分について全額投入するのは別に何も異議もないのですが、実際の負担金が交付税で交付される以上に多くなっている状況も見受けられまして、どのようにこれについて見ていくか。交付税が標準的な事業費を想定しているとしたらば、それ以上に充実に当組合としては実施していると。それは必要に応じて計画されているのかもしれませんが、その際費用の負担の割合として、基準財政需要額そのもので良いのかどうか少し研究する必要があるのではないかとお考えですが、その点現状ではどのようにお考えでしょうか。

○高橋昭男議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩次長。

○黒田信浩次長 それでは、吉田議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、南分署の車両の活用方法なのですが、現在、南分署に23名、分署長含めて勤務しておりまして、そのうち消防車が1台、救急車が1台あります。それで、そこに令和4年度にさらに1隊増隊いたしまして、消防車両1台を増やすような形になります。そうしますと、総体人数としまして29名を予定しておりまして、6人の増員を予定しておりますのでございます。今運用されている中でいきますと、消防車両と救急車両、それぞれ通常の警防態勢といいますか、この部分でいきますと、消防隊で4名、救急車に3名乗車しているような形で運用されておるところでございます。令和4年度に予定しております1隊増隊につきましては、最低人員として、その人数を9名を想定しているところでありまして、今現行運用している消防車に3名、さらに増隊いたします消防車両に3名、現行の救急車に3名ということで考えているところでございます。

乗換え運用につきましては、先ほど松伏消防署に現行の非常用救急車を追加配備いたしまして、南分署のほうに配備いたしまして、そちらのほうに新たに配備いたしました車両に3名と救急車のほうと事案に応じて対応する。これも出動計画によりまして定めていますので、乗換え運用を行うというのはこういった形で行うように考えているところでございます。

先ほど基準財政需要額の件につきまして、非常備消防費と常備消防費が有効かというお話でございましたけれども、県内を見ますと、県内の中でも基準財政需要額、各消防本部、県内の消防本部27消防におきましても、基準財政需要額の数値とどれぐらい消防費の差があるのかという数値もございまして、うちのほうの消防本部の現在を見ますと、埼玉県平均よりも令和2年度を見ますと5%ぐらいは平均よりもちょっと上回っているところがあるのですが、ほぼ平均に近いところというふうには考えておりますので、消防力の整備指針に基づきまして整備しているところでございますので、今後とも財政状況を見ながら進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第4号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案 令和3年度吉川松伏消防組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○高橋昭男議長 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをおもちまして、令和3年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時28分